

令和4年10月13日

[要綱第37号]

石川町移住希望者体験宿泊支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多くの移住希望者が本町を訪れる機会を創出し本町への移住及び定住の促進により地域を活性化することを目的として、移住を希望する者の現地活動に要する宿泊費用の一部に対し、予算の範囲内において、石川町移住希望者体験宿泊支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石川町補助金等の交付等に関する規則（昭和49年規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 福島県外に居住し、町内への移住を希望又は検討している者をいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出がされている施設をいう。
- (3) 現地活動 移住希望者による移住の実現に向けた町内への訪問活動をいう。
- (4) 同行者 福島県外に居住し、移住希望者とともに現地活動を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、移住希望者であり、かつ、次の各号に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 次に掲げるいずれかを満たす者
 - ア 町との面談等の実施により、移住相談票（様式第1号）又はそれに類する書類の作成及び提出を行った者
 - イ 福島県で実施するふくしま移住希望者支援交通費補助金交付要綱5条の規定に基づく現地活動計画兼報告書を福島県移住推進員へ提出し、推進員による確認を受けた者
- (2) 町内における住まい探し、仕事探し、移住に関する相談又は生活環境の確認等を目的とした現地活動を行った者
- (3) 石川町暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (4) 地方公共団体等による本事業と同様の宿泊費補助金を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象者及び同行者1名が町内の宿泊施設において宿泊に要した経費とする。

2 前項の対象経費は、標準的な1泊2食付きの宿泊料（朝食のみ又は食事なしの場合を

含む。)とし、追加の料理、サービス及び付帯施設の利用料金等は含まないものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1人当たり対象経費の2分の1とし、1泊4,000円を上限とする。また、同一年度中につき6泊分を限度とする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(現地活動計画等の確認)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として現地活動の出発日から起算して7日前までに、石川町移住希望者体験宿泊支援事業補助金現地活動計画書(以下「現地活動計画書」という。)(様式第2号)を町長に提出し、確認を受けるものとする。

2 申請者は、原則として現地活動の帰着日から起算して10日以内に、実績を記載した現地活動報告書(様式第3号の1)を町長へ提出し、確認を受けるものとする。

3 前2項の規定に関わらず、申請者が第3条第1号イに該当する者である場合は、現地活動計画書の提出を不要とする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、現地活動の帰着日の属する年度の3月15日までに、石川町移住希望者体験宿泊支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 次に掲げるいずれかの書類

ア 第3条第1号アに該当する者である場合は、前条による確認を受けた石川町現地活動報告書(様式第3号の1)

イ 第3条第1号イに該当する者である場合は、福島県で実施するふくしま移住希望者支援交通費補助金交付要綱第5条第2項の規定により提出を行った現地活動計画兼報告書の写し

(2) 申請者及び同行者の居住地を証する書類

(3) 宿泊施設に宿泊した領収書等の写し

(4) その他町長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付額を決定し、申請者に石川町移住希望者体験宿泊支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)で通知するものとする。

2 町長は、前項の交付に関して必要な条件を付することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 町長は、前条第1項の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認めたとき。

(補助金の交付請求)

第10条 石川町移住希望者体験宿泊支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)の通知を受けた者は、速やかに石川町移住希望者体験宿泊支援事業補助金請求書(様式第5号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 町長は、第9条の規定により補助金の交付決定を取り消したとき、又はその他の事由により既に交付された補助金の額が交付すべき額を超えていることが判明したときは、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。